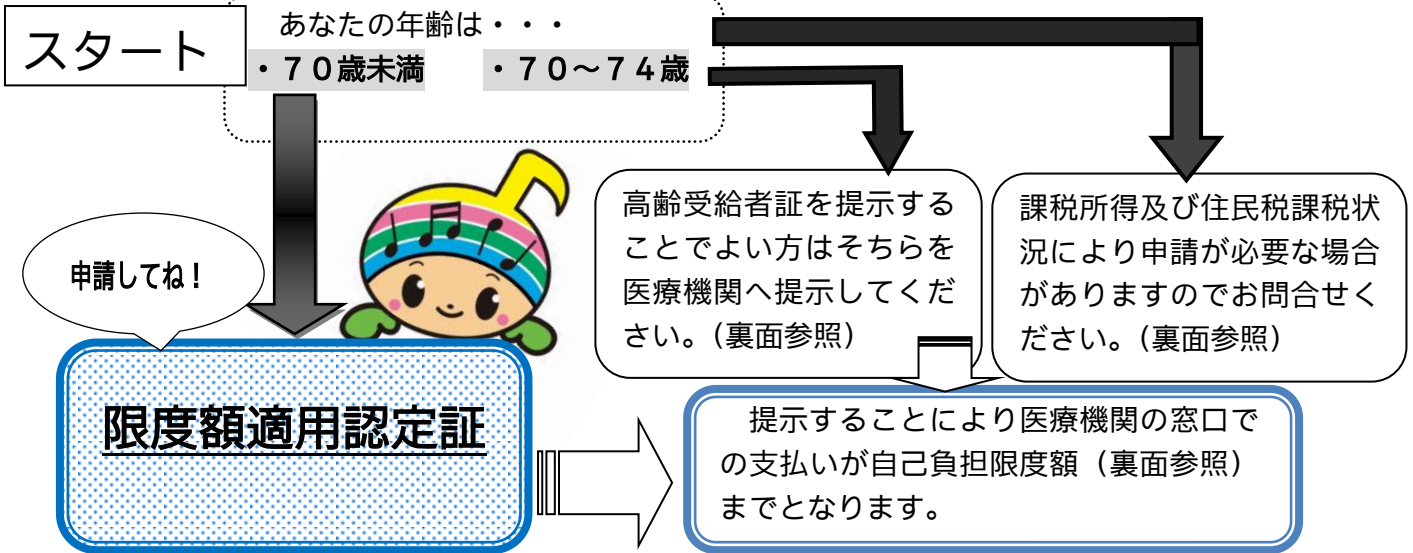


限度額適用認定証を 事前に申請しておきましょう！



医療費が高額になるあなたに必要な申請は・・・



マイナ保険証を利用すれば、医療機関の窓口での支払いは限度額までになります。限度額適用認定証の事前申請は不要です。ただし、国保税を滞納していると、医療機関の窓口で限度額が適用されない場合があります。

マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証の申請が必要です。

1 申請に必要なもの(世帯主が窓口に来た場合)

- ❖ 資格確認書
- ❖ 世帯主の個人番号が分かるもの及び本人確認書類

マイナンバー制度開始により、「申請人と対象者の個人番号」と「申請人の本人確認」が必要です。

2 申請に必要なもの(世帯主以外の方が窓口に来た場合)

上記の1のものに加えて、

- ❖ 委任状 ❖ 委任を受けた方の本人確認書類

認定証は後日郵送されますので、早めに申請しましょう！



3 申請窓口

- ❖ 国民健康保険課(西庁舎1階)
 - ❖ 各行政センター・各連絡所
- ※郡山市民サービスセンター(ビッグアイ6階)、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。

4 申請にあたっての注意点

- ❖ 70歳未満の方で国保税に滞納がある方は、原則として発行できません。
- ❖ 世帯に所得未申告者がいる場合は、原則として申告してからの受付となります。
- ❖ 認定証は申請月の1日から適用となります。前月まで遡って適用することはできません。
- ❖ 入院時の食事代や保険外の費用は対象外です。(例) 差額ベッド代、診断書代、予防接種費用等

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

「オ」または「低所得Ⅱ」の方に限り、長期入院に該当すると、食事代がさらに減額されます。上記1及び2の必要なものに加えて申請月を含めた過去12か月間で入院日数が91日以上であることが確認できる病院の領収書か入院期間証明書を添えて申請してください。

なお、長期入院の認定は、マイナ保険証利用者でも申請が必要です。

自己負担限度額

(令和8年6月1日から適用)

表1 【70歳未満の方】

区分 (課税対象所得額)	自己負担限度額 (世帯単位)		食事療養費 標準負担額 ※5	区分
	3回目まで	4回目以降 ※1		
901万円超え (未申告者含む)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円	550円 ※6	ア
901万円以下 600万円超え	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円		イ
600万円以下 210万円超え	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円		ウ
210万円以下	57,600円	44,400円		エ
住民税非課税	35,400円	24,600円	270円 ※7	オ

表2 【70～74歳の方】

区分 (課税所得)	自己負担限度額		食事療養費 標準負担額 ※5	区分
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)		
現役並み所得者 Ⅲ 690万円以上 ※2	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% (4回目以降 ※1 140,100円)		550円 ※6	※8
現役並み所得者 Ⅱ 690万円未満 380万円以上 ※2	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% (4回目以降 ※1 93,000円)			現役並み Ⅱ
現役並み所得者 Ⅰ 380万円未満 145万円以上 ※2	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% (4回目以降 ※1 44,400円)			現役並み Ⅰ
一般 145万円未満 (未申告者を含む)	18,000円 <年額14.4万円>	57,600円 (4回目以降 ※1 44,400円)	270円 ※7	※8
住民税 非課税	低所得Ⅱ ※3	24,600円		130円
	低所得Ⅰ ※4	8,000円	15,000円	

- ※1 4回目以降…………… 申請月を含めて過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合
- ※2 現役並み所得者… 高齢受給者証で負担割合が3割と表示されている方
- ※3 低所得Ⅱ…………… 住民税が非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方
- ※4 低所得Ⅰ…………… 公的年金収入が806,700円以下で、世帯主及び国保加入者全員の各所得金額(給与所得にあっては10万円を引いた額)がいずれも0円の方
- ※5 食事療養費標準負担額…………… 一食あたりの患者負担額
- ※6 550円…………… 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等は、330円
- ※7 270円…………… 長期入院の認定を受けると220円になります。
- ※8 この区分での認定証交付はありません。お持ちの高齢受給者証を提示してください。



お問合せ先 郡山市 国民健康保険課 給付係
電話 024-924-2141

(平日8:30~17:15)

(作成日 令和8年6月1日)